

## 「ライフキャリア教育」の教材見直しについて

### 1 ライフキャリア教育の取組状況

県は社会に出る前の学生が、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自身の働き方・生き方を考え、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことができるよう「ライフキャリア教育」の推進に取り組んでいる。

対象	概要	備考
大学生	視聴覚教材や、啓発冊子「MEET ME BOOK」を配布。また、冊子を活用した出前講座を実施	H25年開始。 H28、H29年視聴覚教材作成。 H28年啓発冊子作成、H30年啓発冊子の拡充版作成（R6年度作成終了）。
高校生	視聴覚教材や、啓発冊子「mirai book」を配布。また、冊子を活用した出前講座を実施	H27年啓発冊子作成（隨時更新） H30年視聴覚教材作成。
中学生	「ライフキャリアすごろく」等のプログラムを配布	R元年教材作成、施行 R2年教材配布（データ）
小学生	小学校5年生へ配布啓発冊子「こんな子いるよね」（※）を配布	H4年作成、H21年全体見直し

※ 男女共同参画の普及啓発冊子

### 2 前回の審議会

中学生向けライフキャリア教育プログラム「ライフキャリアすごろく」について、神奈川県男女共同参画審議会規則第6条第1項に基づき、「中学生向けライフキャリア教育教材改定検討部会（仮称）」を設置することを議題とし、承認いただいた。

### 3 その後の動向

#### （1）令和8年度予算（概算要求）

こども家庭庁の来年度予算（概算要求）を確認したところ、当該教材見直しに影響があると思われる予算があった。

##### ○「若年世代に関する総合的な調査」

15歳～39歳までの男女約10万人を対象に、困っていることや、迷っていること、支援の認知、ニーズ、チャレンジしたいこと等の調査の実施及び結果の把握・分析・整理を行う。

##### ○「若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等」

ライフフデザインを考える機会の具体的な創出や、ライフデザインに係る情報

や支援制度等に関するコンテンツ開発・運営を行う。

○「プレコンセプションケア普及推進事業」

プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会の運営等。

(2) 独立行政法人男女共同参画機構の設置等

○男女共同参画社会基本法の改定

独立行政法人男女共同参画機構の設置に伴い、男女共同参画社会基本法に「独立行政法人男女共同参画機構の役割」が新たに追加され、「連携及び共同の促進」に男女共同参画センターの業務において当該独立行政法人と密接連携するよう努めることが追加される (R8.4.1施行)。

○内閣府による男女共同参画センターに関するガイドライン策定

内閣府は、各地域の課題及びニーズに応じて、男女共同参画センターがその役割を十全に果たせるよう、法に定められた機能を果たしていくまでの役割や業務、そのための環境整備について、年内を目処にガイドラインを策定する予定。

(3) 第6次男女共同参画基本計画（素案）

内閣府は、12月の閣議決定を経て、令和7年度末を目指して計画を策定予定。計画における、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において、養育・学習の機会の充実の具体的な取組として、素案においては、次の4点を挙げている。

- ① 幼少期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策の周知・普及
- ② 初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう教員研修の充実、副教材の普及等を行う。また、こどもたちの身近な存在である教員の理解促進を図る。
- ③ 図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。
- ④ 男女共同参画機構において、地域における男女共同参画が推進されるよう、男女共同参画センター、女性団体等を対象とした研修や教育・学習支援等を行う。

#### 4 事務局案

教材見直しのための部会設置に向けて、部会委員候補者の調整を進めていたが、国の動向を踏まえ、今年度中に部会委員の選定を始め、令和8年4月から本格的に始動することとした。